



政府広報 | 総務省消防庁

10月1日
全国スタート

あなたの命を守る マイナ救急

救急隊員が
マイナ保険証を
読み取って



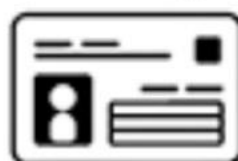
1 医療情報を
すばやく把握

病歴

処方歴

受診歴

2 傷病者に適切な
処置を実施



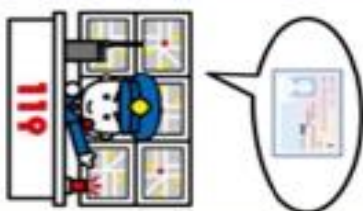
詳しくは

マイナ保険証を持ち歩こう



〇マイナ救急の事業の仕組み

119通報時



指合員が通報者に対してマイナ保険証の準備を依頼

救急現場

①マイナ保険証の提示

②目視で本人確認

③本人同意

④救急隊の端末で
カード読み取り

⑤閲覧した情報*を応急処置や
病院選定に活用



顔写真と照らして
目視で本人確認



口頭で同意確認
or
同意取得困難時
に限り同意不要



照会
↓
↑
回答



※受診した医療機関名、既往症、薬剤情報、特定健診情報 等



マイナ保険証がない場合

本人確認不可の場合

本人不同意の場合

通常の救急活動

- ・受診した医療機関名、既往症、薬剤情報等を口頭で聴取したうえで病院を選定
- ・疼痛や意識障害等により聴取できない場合もある

医療機関



